「ふくやま自習ステーション」参加企業・大学等向けガイドライン

１　目的

中・高・大学生などを対象にした無料の自主学習スペースを官民連携で提供し、若者の学習環境を企業や地域で支えることにより、家庭や学校以外の第 3 の居場所づくりを進めることを目的とします。

２　概要

「ふくやま自習ステーション」は、福山市内の企業の会議室や店舗の一部などを、無料で中・高・大学生などに自主学習スペースとして提供する取組です。企業・大学等（「企業・大学等」には社会福祉法人や自治会などの非営利団体も含まれます。）の運営方針に準じながら共通ルールのもと運用されます。

2026 年度（令和８年度）においては、2026 年（令和８年）７月 17 日（金）～10 月 31 日（土）の期間に試行実施し、同年 11 月から本格実施します。

３　本格実施時期

2026 年（令和８年）11 月から

ロゴマーク

ふくやま自習ステーション
学ぶ時間を、まちの中で。

４　提供いただくスペース

（１）提供内容

無料の自習可能スペース

（２）提供条件

以下は参考ですので、状況に応じて可能な範囲で設定してください。
条件については気軽にご相談ください。

- 開放日：週１日以上で設定（可能な限り曜日固定でお願いします。）
- 開放時間：9:00～21:00 の間で設定（例：16:00～19:00）
- 座席数：提供可能な席数を１席以上設定
- その他：ふくやま自習ステーションのロゴマーク、ポスターの掲示

（３）企業・大学等のスタッフの皆様にご協力いただくこと

- 利用者入退室時の利用受付
- トラブル発生時の一次対応、報告

５　運用ルール

（１）利用対象

中・高・大学生など

（２）利用方法

【事前登録】

福山市 LINE 公式アカウントで利用者登録する

【入室時フロー】

①利用者からスタッフに席の利用希望を伝える

②スタッフから利用者に二次元コード付利用カードを渡す
③利用者が利用カードの二次元コードを読み取り、必要事項を入力する。
④スタッフが利用者の入室完了画面を確認する
⑤スタッフが利用者を利用可能な席へ案内し、利用カードは卓上に置いておくように伝える
→利用上の注意事項（飲食、通話など）や独自ルールがあれば、別途案内する

利用カード（イメージ）



【退室時フロー】
①利用者が利用カードの二次元コードを読み取り、必要事項を入力する。
②スタッフが利用者の退室完了画面を確認する
③利用者から二次元コード付利用カードを回収する
④退室

（３）利用上のルール（共通ルール）
- １人の利用者による複数席の確保を禁止する
- 荷物を放置したまま 30 分以上席を空けることは不可
- ゲームや動画視聴を禁止する（ただし、イヤホンを利用した学習動画視聴は可能）
- 自習中の飲食は企業・大学等のルールに従う（登録申込書に記載された飲食の可否については市ホームページに掲載）
- ゴミは利用者が持ち帰る
- その他迷惑行為は禁止とする。

（４）こんなときは
- 利用者同士のトラブル（大声、無断利用、席トラブル等）
 事実確認→双方を傾聴→安全確保を優先
 ※企業・大学等の基本対応方針に沿ってご対応ください。
- 忘れ物、落とし物対応
 記録→保管→次回来店時引き渡し
 ※企業・大学等の基本対応方針に沿ってご対応ください。
- 規定外の使い方（迷惑行為）
 注意→状況改善しない場合は、みらい世代育成課に連絡
- 緊急時（体調不良、天災、火災等）
 状況確認→企業・大学等の規定に則り対応→落ち着き次第みらい世代育成課へ報告

・「途中で外出してもいいですか？」と言われた
（企業・大学等の事情により、30 分未満の外出でも不可の場合はその旨を案内）

６　対応が必要な具体的な事例

（１）ケース①：飲食物の注文を受けた
ふくやま自習ステーションの利用者でも、有料の飲食物の注文があれば、他のお客様同様に提供し、その分の代金を利用者に請求していただいて結構です。

（２）ケース②：利用者同士のトラブル（「隣の人の声がうるさい」「席を取られた」等）
両者の主張を落ち着いて聞く
→ 必要に応じて席の移動提案など調整
→ 声が大きすぎるなどの状況があれば注意をお願いします。

（３）ケース③：忘れ物・落とし物があった
※企業・大学等の基本対応方針に沿って対応をお願いします。基本対応方針のない企業・大学等は下記の通り対応をお願いします
日付、種別、場所を記録
→ みらい世代育成課へ連絡し、企業・大学等にて保管
→ 次回来店時引き渡し

（４）ケース④：規定外の使い方（迷惑行為）
迷惑行為の事例
・大きな声でしゃべる、動き回る
・ゴミ（消しゴムのかすなど）をそのままにして帰る
・30 分以上席を空けたままにする
・席で寝る
・企業・大学等の備品や道具を勝手に持って帰る、破損する
・飲食禁止のスペースに食べ物や飲み物を持ち込む
→ひどい場合は、退出を提案する。
※企業・大学等の基本対応方針に沿って対応をお願いします。
→退出に応じない場合は、みらい世代育成課へ連絡してください

（５）ケース⑤：緊急時 状況の把握（体調不良、天災、火災等）
→企業・大学等の基本対応方針に沿って対応をお願いします。
→落ち着き次第、みらい世代育成課に報告してください。